

改正後	改正前
(失業者の退職手当) 第20条 (略) 2—9 (略) 10 (略) (1) (略) <u>(2) 当該者が次のいずれかに該当する場合</u> <u>ア 特定退職者であって、雇用保険法第24条の2第1項各号に掲げる者に相当する者として別に定める者のいずれかに該当し、かつ、企業長が同項に規定する指導基準に照らして再就職を促進するために必要な職業安定法（昭和22年法律第141号）第4条第4項に規定する職業指導を行うことが適当であると認めたもの</u> <u>イ 雇用保険法施行規則（昭和50年労働省令第3号）第32条各号に掲げる就職が困難な者であって、雇用保険法第24条の2第1項第2号に掲げる者に相当する者として別に定める者に該当し、かつ、企業長が同項に規定する指導基準に照らして再就職を促進するために必要な職業安定法第4条第4項に規定する職業指導を行うことが適当であると認めたもの</u> <u>(3)・(4) (略)</u> 11—17 (略) 附 則 1—10 (略) <u>(失業者の特例)</u> <u>11 平成34年3月31日以前に退職した職員に対する第20条第10項の規定の適用については、同項中「第28条まで」とあるのは「第28条まで及び附則第5条」と、同</u>	(失業者の退職手当) 第20条 (略) 2—9 (略) 10 (略) (1) (略) <u>(2)・(3) (略)</u> 11—17 (略) 附 則 1—10 (略)

項第2号中「イ 雇用保険法施行規則第32条各号に掲げる就職が困難な者であつて、雇用保険法第24条の2第1項第2号に掲げる者に相当する者として別に定める者に該当し、かつ、企業長が同項に規定する指導基準に照らして再就職を促進するために必要な職業安定法第4条第4項に規定する職業指導を行うことが適当であると認めたもの」とあるのは「イウ 雇用保険法施行規則第32条各号に掲げる特定退職者であつて、雇用保険法附則第3条第1項に規定する地域内に居住し、24条の2第1項第2号に掲げる者に相当かつ、企業長が同法第24条の2第1項にする者として別に定める者に該当し、かつ、規定する指導基準に照らして再就職を促す、企業長が同項に規定する指導基準に進するために必要な職業安定法第4条第4項に規定する職業指導を行うことが適当であると認めたもの（アに掲げる者を指導を行うことが適当であると認めたものを除く。）の」とする。 12 （略）	11 （略）
---	---------------

第2条 大阪広域水道企業団職員の退職手当に関する規程の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
（失業者の退職手当） 第20条 （略） 2—10 （略） 11 （略） (1)—(4) （略） (5) 公共職業安定所、<u>職業安定法第4条第8項に規定する特定地方公共団体若しくは同法第18条の2に規定する職業紹介事業者</u>の紹介した職業に就くため、又は企業長の指示した雇用保険法第58条第1項に規定する公共職業訓練等を受けるため、その住所又は居所を変更する者 同項に規定する移転費 (6) （略） 12—17 （略）	（失業者の退職手当） 第20条 （略） 2—10 （略） 11 （略） (1)—(4) （略） (5) 公共職業安定所の紹介した職業に就くため、又は企業長の指示した雇用保険法第58条第1項に規定する公共職業訓練等を受けるため、その住所又は居所を変更する者 同項に規定する移転費 (6) （略） 12—17 （略）

(施行期日等)

- 1 この規程中第1条及び次項の規定は公布の日から、第2条及び附則第3項の規定は平成30年1月1日から施行する。ただし、第1条の規定による改正後の大阪広域水道企業団職員の退職手当に関する規程（以下「新規程」という。）の規定は、平成29年4月1日から適用する。

(経過措置)

- 2 新規程第20条第10項（第2号に係る部分に限り、新規程附則第11項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定は、退職職員（退職した新規程第2条に規定する職員をいう。以下同じ。）であって、新規程第20条第1項第2号に規定する所定給付日数から同項に規定する待期日数を減じた日数分の同項の退職手当又は同号の規定の例により雇用保険法（昭和49年法律第116号）の規定を適用した場合におけるその者に係る同号に規定する所定給付日数に相当する日数分の同条第3項の退職手当の支給を受け終わった日が新規程の規定の適用の日以後であるものについて適用する。
- 3 退職職員であって雇用保険法等の一部を改正する法律（平成29年法律第14号）第4条の規定による改正後の職業安定法（昭和22年法律第141号。以下「新職業安定法」という。）第4条第8項に規定する特定地方公共団体又は新職業安定法第18条の2に規定する職業紹介事業者の紹介により職業に就いたものに対する第2条の規定による改正後の大阪広域水道企業団職員の退職手当に関する規程第20条第11項（第5号に係る部分に限り、第2条の規定による改正後の大阪広域水道企業団職員の退職手当に関する規程第20条第15項において読み替えて準用する場合を含む。）の規定は、当該退職職員が当該紹介により職業に就いた日が第2条の規定の施行の日以後である場合について適用する。